

「富山県こどもの権利に関する条例」(仮称) 制定に関する有識者会議(第2回) 議事要旨

日 時：令和6年11月20日(水) 午前10時～11時30分

場 所：県民会館509号室

出席者：村上座長、高和委員、牟田委員、宮崎委員、小島委員、川端委員、蓑口委員、
杉山委員、平岡委員

欠 席：竹林委員

委員の発言要旨

事務局より「富山県こどもの権利に関する条例素案」(資料1)等について説明ののち、委員から次のとおり発言があった。

- 前文の三段目において、「近年は～」という部分にデジタルの時代あるいはネット社会のような言葉が入った方がよいと思う。
- 前文の三段目において、地域の関わりの希薄化が進むことが、いじめや虐待や貧困、ヤングケアラーの問題になるとも読めないこともないし、単に地域の関わりの希薄化だけが背景にあるものでもないような気がする。
- 第18条のこども支援委員会(仮称)については、オンブズマンにまで踏み込んだ取り組みが必要と考える。
- 第16条のこどもが意見を表明しやすい環境づくりは重要であり、こどもの意見を代弁する形、アドボカシーはとても大切と思う。他の自治体の条例では、こどもの意見表明が促進されるよう、こどもの意見表明を促進する人材の育成に努めると明記した条文があり、アドボカシーの人材育成についても加えたらどうか。
- 第2条において、保護者の定義がされているが、例えば、養育里親とか祖父母が養育している場合も保護者に含むのか概念が明確でないのではないかと思う。
- 第7条において、こどもの健やかな成長の第一義的責任を保護者に求めているが、協力するという関係性がなくなってしまうのではないか。
- 第5条から第11条において、それぞれの役割等が明記されているが、ここまで細かく分けなければいけないのかと思う。
- 第18条と第19条において、こどもの権利侵害の救済措置として県がここまでやるというふうに打ち出すことはよいと思う。
- 権利侵害に気づかずに苦しんでいるこどもに対して県が調査できることが必要と思う。
- 第16条において、こどもが意見を表明しやすい環境づくりは、県だけでなくいろんな関係者が行うことが必要と思う。
- こどもに近い存在が、こどもを尊重することを明記してもよいと思う。

- 条例の内容をどこまで知ってもらって、どこまでみんなが運用できるかというところが大切
- こどもの権利という言葉がどうしても強く、反感を持つ人もいると思う。そうした人たちも理解され、うまく活用できることが大切
- 第 12 条において、条例等の広報活動は、SNS をうまく利用して根づいてくれば、こども同士のいじめが減っていくのではないかと思う。
- 第 4 条において、夢を持っていないこどもたちはどうするのかということ懸念している。
- 前文の 6 段目において、「信頼されることにより自分に自信を持ち」、「思い描いた生活や夢を実現できる」というところに、夢や希望をこどもたちに安心して持たせるという文があればよいと思う。
- こどもは、親が忙しくて意見を言えないとか、先生が忙しいから意見を聞くのは後からにしようとか、相手の環境を意識して自分の意見を後回しにしてしまうことがあると思う。
- 第 16 条において、こどもが意見表明しやすい環境づくりは、県だけでなく事業者や民間団体なども協力してできるようなものになったらよいと思う。
- 対象となるこどもの年齢がとても広いので、条例の制定により大きな方向性とか共通の土台が明確になってよいと思うし、活用していくことの大切さを感じている。
- こども県政モニターの意見聴取結果では、自分のことを大切にしていると感じている割合が高かったが、助けてくれる人はいますかという問いに対して、いないとか分からないと感じているこどもがいるところを考えていかなければいけないと思う。こうしたこどもたちに手を差しのべられるような社会、声を拾い上げられるような状態にしていくことが大事。
- 第 16 条において、こどもが意見を表明しやすい環境づくりは、県だけではこどもたちの声を拾い上げることが難しいと思う。
- 条例がどんどん形になっていくことは非常に素晴らしいことだと思っている。
- こどもたちは権利主体であり、こどもといろんな企業も含めて社会全体で支えていかなければいけないことがすごく大事
- 権利侵害されているこどもたちをいろんな意味で救済しなければいけないし、守らないといけないと思う。
- こどもの権利に関する条例であるので、こどもが主語になっているところと県が主語になっているところがあるが、「県は」というところが多いような気がする。第 4 条においても、「県は」としているが、こどもの権利だけでよいと思う。
- こどもたちはどういうふうに自分が守られ、育てられ、まんなかを生きていけると思えることが必要。こどもにとって守られる、自信をもって生きていける、何かあったらすぐ声をあげていく、誰かが救ってくれることが分かるような条例になっていけばよいと思う。
- 第 12 条において、条例等の広報活動については、どのように広報していくか絵空事に

ならないように期待したい。

- 第4条において、こどもは自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとされており、こういうことを学校で取り上げてこどもと語りたいと思う。
- 地域の祭りに参加する人が少なくなったり、若者が少なくなったりしていることが原因で、今年で最後を迎えることとなり、こどもや若者にとって貴重な交流の機会や社会参加の場がこれ以上なくならないようにすることが大切
- こども自身がこどもの権利をよく知らないので、学校での教育が必要と思うし、こども自身の意見が尊重されて社会を良くしていく材料となるということをこどもたちに伝えたい。
- 第3条において、こどもの意見には単なるわがままな意見もあると思うので、大人の知識で年齢や発達に応じたこどもの最善の利益を考慮することが大切
- こども食堂は、気軽な悩みも打ち明けやすいので良い取組みであり、貧困をなくすだけでなく、こどもにとって安心できる居場所になると思う。
- 第14条において、こども等からの意見聴取があり、当事者こそ専門家なのでこどもの意見を聞くことが重要
- 夢を持っていない、権利侵害に一切気づいていないこども、あるいはそういったなかなか目の届かないところにしっかりと光が届く、あるいはこどもたちが自信をもっていいんだ、自分たちは尊重されているんだ、大切な存在なんだというビーイングそのものがこの条例にしっかりと含まれていることが大切
- 保護者がこどもの目の前で条例を読み、慈しみ、育み、そして守り育てられる社会となれば、本当に富山県で生まれてよかったと言えるのではないか。

以 上